

「宜野湾市スポーツ少年団等県外等派遣に関する補助金」お手続き案内

申請にあたっての注意事項

- **交付決定前(※【5 事務手続きの流れ】参照)にお支払いした経費は補助対象外**になります。また、申請は派遣出発日の15日前迄にご提出頂く必要があります。
- 受付時には書類の形式的な確認のみ行います。審査段階で書類を精査し、不備や不足が確認された場合は、追加書類の提出や補正を依頼することがあります。
- 支給要件や申請手続き等に関するお問い合わせにお答えすることは可能ですが、**実際に補助金が支給できるかどうかについては、受理後の審査において判断することとなるため、事前のお問い合わせにて確約することはできません。**

## 【1】対象者等について

当補助金は宜野湾市に在住する小学生・中学生で宜野湾市スポーツ少年団に加盟登録している団体又は個人、及びスポーツクラブ等が、沖縄県を代表して、県外又は県内離島の大会に派遣される経費に対する補助を行うものです。

### 1. 大会条件

下記のいずれかに該当する県外等派遣が対象

※大会要項に県外等派遣について明記されている事が必要です（例：優勝チームは〇〇大会に派遣する）

- ア) 県又は市スポーツ協会及び県又は市スポーツ少年団に加盟する競技団体（以下「県スポーツ協会等」という。）が主催又は共催する県大会又は県大会に準ずる地区大会※において優秀な成績を収め、主催団体から出場権を得た者
- イ) 県を代表する優秀な選手として県スポーツ協会等から推薦又は選抜された者
- ウ) その他市長が特に必要と認めた者

※県大会又は県大会に準ずる地区大会の基準について

県大会	県単位の競技団体（沖縄県〇〇連盟等）が主催又は共催する大会
県大会に準ずる地区大会	県単位の競技団体の次順位組織（沖縄県〇〇連盟中頭地区等）が主催又は共催する大会

### 2. 対象者

宜野湾市在住の小中学生及び指導者

※指導者については「3. 指導者（監督、コーチ）の補助」の条件による。

※県外等大会申込時の『登録選手等名簿』に登録されている方が対象です。

### 3. 指導者（監督、コーチ）の補助

対象者：スポーツ少年団からの申請かつ宜野湾市在住者

人数：1 団体につき選手が 10 人以下の場合は 1 人、11 人以上の場合は 2 人まで。

なお、カウント対象は宜野湾市在住の選手に限る。

その他：①県外等大会申込時の『登録選手等名簿』及び『スポーツ少年団加入登録用紙』に登録されている指導者である事。

## 【2】補助内容

### 1. 補助対象経費

**※注意 交付決定前にお支払いした経費は補助対象外になります**

※他の団体等（国県、主催団体、PTA 等）から補助金等が充てられる場合、その補助金等を差し引いた後の額が補助対象経費となります。

経費	補助率
航空運賃等	1 人あたり実費の 85% 上限
宿泊費	1 人 1 泊あたり 6,800 円上限

2. 補助上限額 チーム（団体）で 300 万円

3. 補助回数 制限なし

### ※ホテルパックについて

ホテルパックの利用により航空運賃と宿泊費の内訳が出せない場合、「宜野湾市職員等の旅費に関する条例」により宿泊費を算定し、航空運賃を算出します。

※開催地によって金額の変動あり。（※別紙参照/令和 8 年度時点）

例) ホテルパック代金 1 泊分（長崎県宿泊）の場合

ホテルパック料金 30,000 円（航空運賃・宿泊費 1 泊分）

30,000 円－11,000 円（みなし宿泊費）＝19,000 円（←航空運賃とみなす）

よって補助額は、6,800 円（宿泊費上限額適用）＋16,150 円（航空運賃 19,000 円の 85%）  
＝補助額 22,950 円となる。

### ※台風等の天災地変における延泊等の取り扱いについて

天災地変における延泊等は申請者の責に帰すことのできないものとして、原則補助対象となりますが、その経費は必要最小限かつ合理的と判断できるものでなければなりません。特に天災地変時の航空運賃費については、通常、振替便を利用する事から、超過差額が発生しないものと考えられるため、原則補助指令額（交付決定額）を超える航空運賃費は認めない事とします。

対象外例) 必要以上の延泊、振替便を利用しなかったために発生した超過差額

## 【3】補助金の支払いについて

支払方法は『精算払い』になります。大会終了後、実績報告書の提出・審査・交付額確定・請求を経て、3～4 週間後に振込みとなります。

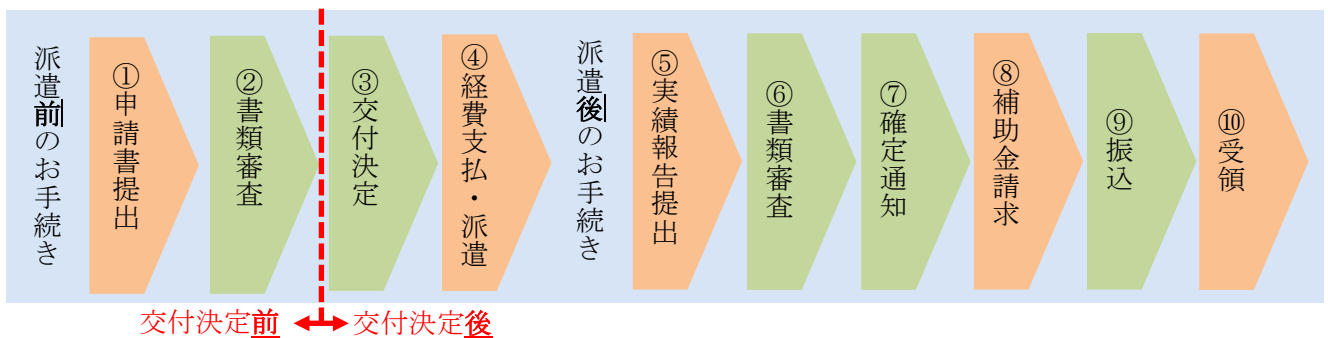
## 【4】対象外となる派遣

1. 強化合宿や強化試合のみの派遣
2. 予選大会が開催されていない大会への派遣  
(県内に当該競技チームが1チームしかない場合等、特別な場合を除く)
3. 自己負担が無い派遣  
(他の補助金により全額支払われる場合、自所属チームが全額支払う場合等)
4. 単に交流を目的とする派遣
5. 予選大会の要項に県外等派遣について明記されていない場合
6. 予選大会の結果に基づかない派遣 (立候補又は推薦があれば参加できる派遣等)

## 【5】事務手続きの流れ

▶ =申請者のお手続き

▶ =市担当課の手続き



※交付決定前にお支払いした経費は補助対象外になります

※スポーツ少年団加入団体は、スポーツ少年団事務局を通して申請します

【6】提出書類について

チェック	区分	スポーツ少年団 ※少 <sup>少</sup> 事務局を通して申請して下さい	その他団体
<input type="checkbox"/>	※派遣日の15日前までに提出	※事務局作成※	補助金交付申請書（様式第1号） 日付は窓口で記載します
<input type="checkbox"/>		※事務局作成※	計算書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>		大会要項 県外大会（派遣大会）と県内大会（予選大会）の両方	
<input type="checkbox"/>		登録選手等名簿 県外大会申込時の選手・指導者名簿（登録されている方が補助の対象です）	
<input type="checkbox"/>		派遣日程表 往路／復路／試合日程／宿泊先を確認できるもの	
<input type="checkbox"/>		主催団体から出場権の付与を証する書類 賞状・派遣証明書等	
<input type="checkbox"/>		航空運賃、宿泊費の見積書の写し 航空運賃・宿泊費それぞれの個人単位の単価が確認できるもの ※1. <b>交付決定前にお支払いした経費は補助対象外</b> になります。お急ぎの場合、 <b>お支払い前に</b> 担当課へご相談ください。 ※2. インターネットから直接予約している場合、画面プリント等で予約内容及び金額内訳が確認できるようにしてください。 ※3. 実績報告時に領収書が必要になりますので必ずお受取りください。	
<input type="checkbox"/>		市在住を証明する書類の写し 公的機関発行の証明書（マイナンバーカード、医療費助成受給資格者証等）	
<input type="checkbox"/>		—	委任状 ※同一チームから複数の選手が派遣される場合、チームの会計係または代表保護者を決め、まとめて申請を行ってください。
<input type="checkbox"/>		他の補助金等がある場合、その額がわかる書類 ※自所属チームから経費が支出される場合も補助金とみなします。 ※他の補助金が充てられる場合、その補助金を差し引いた後の額が補助対象経費になります。	
<input type="checkbox"/>	※大会終了後30日以内を目安に提出	※事務局作成※	実績報告書（様式第7号） 日付は窓口で記載します
<input type="checkbox"/>		事業実績の概要（大会成績報告書等）	
<input type="checkbox"/>		旅費に係る領収書の写し 航空運賃・宿泊費それぞれの個人単位の単価が確認できるもの	
<input type="checkbox"/>		搭乗証明書 又は 搭乗案内 の写し 個人名・搭乗便の記載があるもの ※団体搭乗等で個人名の記載がない場合は搭乗誓約書を合わせて提出して下さい ※搭乗証明書の発行方法は航空会社によって異なりますので、お乗りになった航空会社又は旅行会社へ直接お問合せください	
<input type="checkbox"/>		※事務局作成※	請求書（様式第9号） 日付は窓口で記載します
<input type="checkbox"/>		アンケート表 補助を適用した全員分	
<input type="checkbox"/>		—	補助金振込先の通帳の写し 口座番号・名義が確認できるページ
<input type="checkbox"/>		—	口座振替申出書 ※申請者と口座名義人が異なる場合のみ提出します

内容に不備がある場合は受付いたしかねますので、ゆとりをもって申請・実績報告のお手続きをお願いいたします。

また、『宜野湾市スポーツ少年団等県外等派遣に関する補助金交付要綱』も必ずご確認ください。  
その他ご不明な点がありましたら下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課

TEL 098-893-4432

各種様式は宜野湾市ホームページからダウンロード可能です（『宜野湾市派遣費補助』で検索）